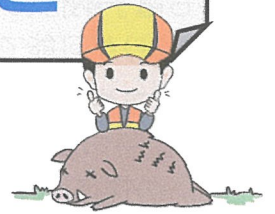


令和8年度

# 狩猟免許試験のお知らせ

野生鳥獣の捕獲は、法により禁止されています。  
捕獲(有害捕獲・狩猟)には、狩猟免許が必要です。



## 試験日、会場及び受付期間

地区	試験日	主な会場	受付期間
倉吉会場	6月28日(日) 9:30~17:00	伯耆しあわせの郷 大研修室 (倉吉市小田 458)	5/11~6/15
鳥取会場	7月26日(日) 9:30~17:00	東部庁舎 5階 講堂 (鳥取市立川町 6-176)	5/11~7/13
米子会場	8月29日(土) 9:30~17:00	米子コンベンションセンター 6階 第7会議室(米子市末広町 294)	5/11~8/17
倉吉会場②	12月6日(日) 9:30~17:00	伯耆しあわせの郷 大研修室 (倉吉市小田 458)	5/11~11/24

## 試験種類及び受験手数料

区分	網猟	わな猟	第一種銃猟 (装薬銃・空気銃)	第二種銃猟 (空気銃)
新規受験者	4,300円	4,300円	5,200円	5,200円
既に他の種類の免許取得者	2,800円	2,800円	3,900円	3,900円

※わな猟免許及び網猟免許は、試験当日に18歳未満の方は受験できません。

※第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許は、試験当日に20歳未満の方は受験できません。



## ■狩猟者養成講習会(事前講習会) ※要申込

試験に先立ち、関係法令と安全な捕獲方法を習得するための講習会を開催します。  
電子申請、又は、裏面の「申込先」に紙の申込書を提出してください。

※当日、テキスト代(現金1,500円)が必要

講習会の電子申込▲

地区	実施日・時間	主な会場	申込受付期間
倉吉会場	5月31日(日) 9:30~16:00	伯耆しあわせの郷 大研修室 (倉吉市小田 458)	5/11~5/25
鳥取会場	6月14日(日) 9:30~16:00	鳥取県福祉人材研修センター 2階 中研修室(鳥取市伏野 1729-5)	5/11~6/8
米子会場	8月 2日(日) 9:30~16:00	米子コンベンションセンター 5階 第5会議室(米子市末広町 294)	5/11~7/27
倉吉会場②	11月 1日(日) 9:30~16:00	伯耆しあわせの郷 大研修室 (倉吉市小田 458)	5/11~10/26

手続きの詳細は、裏面へ

## ■受験申込手続き

「とっとり電子申請サービス」による申請が可能です。手数料も電子納付(クレジットカード、キャッシュレス決済、コンビニ決済)が可能ですので、自宅で手続きが可能です。

スマホやパソコンをお持ちでない方、電子納付ができない方、電子申請の手続きが分からない方は、次の書類をお住まいの住所地を所管する各地方事務所に郵送・持参してください(郵送の場合、各受付最終日必着)。

※申請書類は鳥獣対策課、県内の各地方事務所で受取できます。



初めて受ける方、  
現在狩猟免許を持っていない方▲

他の種類の有効な狩猟免許を持っている方▼



**おすすめ!**

必要書類	紙申請(郵送、窓口)	電子申請
狩猟免許申請書*	所定の用紙に必要事項を記載	とっとり電子申請サービスで入力
写真 1枚	申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0cm×横 2.4cm で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載	スマホ等で撮影した写真データを添付(無帽、正面、上三分身、無背景)
銃猟・空気銃所持許可証 又は、 医師の診断書*(原本)1通	次のいずれか ・銃所持許可証の写し 1部 ・診断書 <b>原本</b> 1通	【銃所持許可証の場合】 スマホ等で撮影した写真データを添付 【診断書の場合】 スマホ等で撮影した写真データを添付し、 <b>受験日当日に診断書原本を提出</b>
受験票返送用封筒 1枚	長形3号(235mm×120mm)に <b>110円分の切手</b> を貼り付け、表面に返送先の住所及び氏名を記載	不要 ※受験票は受験日当日に医師の診断書原本と引き換え
手数料支払証明書類	次のいずれか ・納付書の納付済証 ・納付窓口のPOSレジレシート	電子納付(クレジットカード、キャッシュレス(PayPay、d払い、楽天ペイ)、コンビニ決済) ※領収書は出ません
居住が確認できる書類(住所と氏名が記載されていること)	住民票、運転免許証、マイナンバーカード、学生証、公共料金の支払伝票、消印付き郵便物等の写し	左記書類をスマホ等で撮影した写真データを添付

※申請書及び医師の診断書の様式は次のウェブページからダウンロードも可能です

<https://www.pref.tottori.lg.jp/289602.htm>

鳥取県 狩猟免許試験で検索

## ■申込先 (窓口開庁時間 9時~17時)

申込者の住所地	担当課	住所	電話番号
鳥取市、岩美郡 及び八頭郡	東部農林事務所 農業振興課	〒680-0061 鳥取市立川町 6-176	(0857) 20-3553
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所 農林局農業振興課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	(0858) 23-3161
米子市、境港市、 西伯郡及び日野郡	西部総合事務所 農林局農林業振興課	〒683-0054 米子市鞆町 1-160	(0859) 31-9383

## ■狩猟免許についての問合せ先

鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課

電話:0857-26-7872 電子メール:choujuu-center@pref.tottori.lg.jp